

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 25 日

滋賀県知事 殿

提出者

住 所 大阪府大阪市中央区久太郎町2-5-30

氏 名 前田建設工業株式会社 関西支店  
常務執行役員支店長 坂口 伸也  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6243-2414

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田建設工業株式会社関西支店(滋賀県管轄内作業所)
事業場の所在地	滋賀県管轄区域内
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高: 565.3億円(税込) (令和6年度支店全体)
③従業員数	336名(関西支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"><li>・省梱包による現場搬入</li><li>・プレカット（LGS、ボード）を実施</li><li>・有価物の分別の徹底（スクラップ、電線、ダンボール等）</li></ul>			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"><li>・材料持ち込みのユニット化</li><li>・廃棄物の発生が少ない工法の採用</li><li>・余剰材の引き取り</li><li>・残コンの有効利用</li></ul>			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定建設資材は、4品目（コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスコン）に分別。その他紙くず、廃石膏ボード、金属、廃プラなどは4品目以上に分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別する予定の産業廃棄物の種類は現状を維持。 ・小口回収システム・広域認定制度活用をさらに定着させる。 ・分別ヤード確保と分別品目・方法の見える化

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実施なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施の予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・電子マニフェストの使用率を上げるため原則紙マニフェスト使用禁止としている。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り優良認定処理業者から選定する。</li> <li>・さらに電子マニフェストの使用率向上に取り組む。</li> <li>・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。</li> <li>・再資源化率の高い処理業者を優先的に選定していく。</li> <li>・委託先処理業者に対して定期的な現地確認等を実施する。</li> </ul>			
※事務処理欄			



## 別添 1 処理工程図

総合工事（解体工事を含む）

- ・ 優良認定業者の積極的活用
- ・ 産業廃棄物の処理状況の定期的な確認の実施
- ・ 電子マニフェストの利用（原則）
- ・ 分別の実施
- ・ 石綿含有廃棄物 → 最終処分場に委託処理
- ・ がれき類
  - ①法令等に基づいた上で、自ら利用できる場合は現場内利用。
  - ②再生処理業者に委託して再資源化。
- ・ 建設汚泥
  - ①法令等に基づいた上で、自ら利用できるものは現場内利用。
  - ②再生処理業者に委託して再資源化。
- ・ その他 → 原則、再生処理業者に委託して再資源化。

別添2 管理体制図

廃棄物処理に関する管理体制

別紙

支店統括責任者	関西支店長
廃棄物等管理統括責任者	環境統括マネージャー
役割	①支店の統括責任者 ②廃棄物処理委託契約の承認 ③廃棄物等管理統括責任者の任命
支店安全環境部長 環境統括マネージャー	①環境統括マネージャーの指揮 ②支店の廃棄物等管理統括責任者 ③廃棄物等の実績把握と本店への報告 ④マニフェストの運用管理及び保管 ⑤廃棄物処理委託業者の調査、及び承認時の確認
支店土木部長・支店建築部長	①廃棄物処理委託業者との委託契約の承認 ②マニフェストの運用管理
作業所長	①廃棄物等管理責任者 ②産業廃棄物処理施設を設置する場合、技術管理者の指名 ③特別管理産業廃棄物を生ずる場合、特別管理産業廃棄物管理責任者の指名
環境担当者	①マニフェストの運用管理 ②産業廃棄物等の分別、保管、処理の管理 ③廃棄物の排出実績の記録

廃棄物管理体制図

